

告示第391号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成26年8月18日

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ダイレックス東尾道店
所在地 尾道市東尾道17番2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年3月31日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,492㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
71台
 - (2) 駐輪場の収容台数
20台
 - (3) 荷さばき施設の面積
80㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
25.72㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成26年7月30日

8 届出書等の縦覧場所

尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

平成26年8月18日から同年12月18日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

10 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成26年12月18日

(2) 提出先

尾道市役所産業部商工課